

海老名市障害者日中一時支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に基づき、市が実施する生活支援事業として、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族に一時的な休息の場を提供し、障害者等及びその家族の福祉の増進を図るため、日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、海老名市とする。

2 市長は、事業（事業の利用者、提供するサービスの内容及び利用者負担上限額の決定等に関する事務を除く。）を海老名市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第6条第2項の規定により登録された事業者等（以下「事業者」という。）を通じて実施することができる。

（事業の内容等）

第3条 事業の内容は、次に掲げる事業とする。

- （1） 障害福祉サービス事業所、レスパイト事業所（一時的に介護を代行する事業所）及び障害者支援施設（以下「事業実施場所」という。）における障害者等の余暇支援活動、及び社会適応のための日常的専門的訓練
- （2） 事業実施場所においての障害者等の見守りサービス
- （3） 自宅等からの事業実施場所までの移送
- （4） その他市長が特に必要と認める事業

（実施方法）

第4条 市長は、利用者に給付すべき日中一時支援に要した費用（以下「日中一時支援給付費」という。）を当該利用者の委任により、事業者に支払うことにより実施するものとする。

2 日中一時支援給付費の請求及び支払は、市が委託した支払機関を通じて行い、そ

の方法は、別に定める。

(利用対象者)

第5条 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、市が援護の実施者であり、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が日中一時支援を一時的に利用する必要があると認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者更生相談所若しくは児童相談所において知能指数が75以下と判定された者又は療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条に規定する発達障害児者
- (5) 「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」（厚生労働省令和3年3月23日付け事務連絡）の別紙1「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア」において示されている14類型の医療行為のうちいずれかの医療行為を要する状態にある児（以下「医療的ケア児」という。）

(利用要件)

第6条 障害者等及びその介護等を行う者は、次に掲げる理由で、その居宅において当該障害者等の介護等を行うことができないときに、利用することができるものとする。

- (1) 介護等を行う者の就労、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等社会的な理由
- (2) 介護等を行っている者の余暇活動的な理由

(利用上限)

第7条 市長は、利用者の1月当たりの利用時間の上限を別に定める。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者又はその者の保護者（以下「申請者」という。）は、

海老名市障害者日中一時支援事業利用申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請の際、自らの障害等級等を証する書類、生計中心者の収入の分かる書類を添付するものとする。

3 第 1 項の規定による申請は、事業者を経由して行うことができるものとする。

（状況調査）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請を受け付けた場合には、聞き取り又は訪問により、事業の利用についての必要性及び申請者の状況を調査するものとする。

（利用の決定）

第 10 条 市長は、前条の調査を行った後、事業利用の必要性を総合的に審査し、利用が適当と認めた場合は、事業利用可能時間を決定し、海老名市障害者日中一時支援事業決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当ではないと決定した場合は、海老名市障害者日中一時支援事業却下決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用することができない場合）

第 11 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用することができない。

（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により医療機関への治療を要するとき。

（2）利用当日の健康状況等により預かることができないと市長が判断したとき。

（3）その他事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと市長が認めたとき。

2 事業を利用している時間は、その他の障害福祉サービス等を利用できない。

（有効期間及び更新申請）

第 12 条 前条第 1 項に規定する承認決定の有効期間は、支給開始日として認めた日から 1 年間とする。ただし、新規申請者にあつては、その申請をした日以後、最初の誕生日の属する月の末日までとする。

2 前条第 1 項の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日前 1 月以内に第 8 条に規定する申

請を行わなければならない。

(緊急時の取扱い)

第13条 市長は、利用対象者が事業を利用することが緊急を要すると認めたときは、第8条から第10条の規定による利用の申請等の手続きを経ずに事業を利用させることができる。この場合において、利用者は、第6条の規定に基づく利用の申請手続きを、事業の開始後又は利用後速やかに行うものとする。

(利用内容の変更)

第14条 利用者又はその保護者は、第8条の規定による申請の内容を変更したいときは、海老名市障害者日中一時支援事業利用変更届（第4号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の届出があった場合、市長は、変更すべき内容の検討を行い、適当と認めたときは、決定内容を変更するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、決定内容の変更をする必要があると認めたときは、職権でその内容を変更することができる。

(利用資格の喪失)

第15条 利用者は、市が援護の実施者でなくなったとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 病院に入院又は障害者支援施設等に入所したとき。

(3) その他利用対象者に該当しなくなったとき。

2 利用者又はその保護者は、前項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに市長へ届け出るものとする。

(利用契約)

第16条 利用者は、事業を利用しようとするときは、決定内容に沿って、事業者と利用契約を締結するものとする。

2 事業者は、契約締結の際、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉サービスの適切な利用に努め、重要事項の書面交付及び説明等を行なうものとする。

(日中一時支援給付費)

第17条 日中一時支援給付費は、利用者の当該年度の課税状況に応じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、利用者が18歳未満の場合については扶養義務者の当該年度の課税状況に応じるものとする。

(1) 市町村民税課税者 別表に定める基本額の100分の95に相当する額

(2) 市町村民税非課税者及び生活保護受給者 別表に定める基本額の100分の100に相当する額

(利用者負担額)

第18条 利用者が負担する額は、事業費と日中一時支援給付費との差額とする。

2 利用者のおやつ代、昼食代、光熱水費、教材費、時間延長料金、専門指導料金（作業療法等専門職の指導）等の費用については、実費負担とする。

3 利用者は、負担額を直接事業者へ支払うものとする。

(県立施設の特例)

第19条 市長は、事業を県立施設への委託により実施することが必要と認められる場合においては、第4条の規定に関わらず、別に定めるところにより行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

《平成18年10月1日制定》

《平成20年4月1日・一部改正》

《平成22年1月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・一部改正》

《令和2年7月17日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和5年6月1日・一部改正》

別表（第16条関係）

日中一時支援事業 単価表

1 基本額

① 施設併設型（入所施設に併設する場合）

4 時間以下	4,000 円
4 時間超 8 時間以下	6,400 円

② 単独型（①以外の場合）

1 時間以下	1,800 円
1 時間超 2 時間以下	3,600 円
2 時間超 3 時間以下	5,400 円
3 時間超 4 時間以下	7,200 円
4 時間超 5 時間以下	7,700 円
5 時間超 6 時間以下	8,300 円
6 時間超 7 時間以下	9,000 円
7 時間超 8 時間以下	9,800 円

2 送迎加算額

片道当たり	540 円
-------	-------

3 重症心身障害加算

施設併設型の基本額

4 看護職員等配置加算

1 回	5,000 円
-----	---------

備考 1 及び 2 以外の費用（おやつ代、昼食代、光熱水費、教材費、時間延長料金、専門指導料金〔作業療法等専門職の指導〕等）については、事業者と利用者間の自費契約による。

3 の重症心身障害加算は、児童相談所又は障害者更生相談所等で重症心身障害児若しくは重症心身障害者の認定を受けた者を対象とする。

4 の看護職員等配置加算は、「令和 3 年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」（厚生労働省令和 3 年 3 月 23 日付け事務連絡）の別紙 1 「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア」において示されている 14 類型の医療行為のうち

いずれかの医療行為を要する状態にある利用対象者を受け入れ、看護職員等を配置した場合に1日につき1回のみ加算対象とする。

なお、利用対象者の支援に支障がない場合は、併設する障害福祉サービス事業所等に配置された看護職員等が兼務しても差し支えない

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏 名

(本人又は保護者)

海老名市障害者日中一時支援事業利用申請書

海老名市障害者日中一時支援事業を利用したいので、海老名市障害者日中一時支援事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

利用する理由			
希望する利用内容	月の利用日数 日		
利 用 者	氏 名	生年月日	障害者手帳等級
保 護 者	氏名		
	住所		
通院病院名		主治医氏名	
添付書類	☐ 手帳写 ☐ 収入証明書類 ☐ 診断書 ☐ その他（ ）		
特記事項			

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

様

海老名市長

海老名市障害者日中一時支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障害者日中一時支援事業について、下記のとおり決定しましたので、海老名市障害者日中一時支援事業実施要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定年月 日		支給決定に係る 児童氏名	

支給決定内容	サービスの種類	事業利用可能時間	有効期間

年 月 日

様

海老名市長

海老名市障害者日中一時支援事業却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障害者日中一時支援事業について、下記の理由により却下することに決定しましたので、海老名市障害者日中一時支援事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

（本人又は保護者）

海老名市障害者日中一時支援事業利用変更届

年 月 日付けで申請しました障害者日中一時支援事業の利用内容
を変更したいので、海老名市障害者日中一時支援事業実施要綱第13条の規定により
届け出ます。

1 既決定内容
2 変更希望内容

3 変更の理由